

表 1 開発許可申請手数料

(単位：円)

面 積 区 分		a b 〔凡例〕 A :a≦A<b (ha)					
		0.3	0.6	1.0	3.0	6.0	10.0
開発許可 (法第 29 条)	自己居住用	60,000	103,000	174,000	256,000	370,000	515,000
	自己業務用	82,000	137,000	244,000	356,000	490,000	695,000
	自 己 用 外	207,000	277,000	434,000	596,000	810,000	1,085,000
開発変更許可（法第 35 条の 2）		表 2 を参照					
法第 41 条特例許可		46,000					
法第 42 条建築物等許可		26,000					
地位の承継承認 (法第 45 条)	自己居住用	1,700 2,700					
	自己業務用						
	自 己 用 外	17,000					
開発登録簿写しの交付申請 (法第 47 条第 5 項)		470					

※自己業務用には、「特定工作物」の建設も含む

表2 開発変更許可申請手数料

開発区域の増減 ＜第1号＞	増・減なしの場合 ①	減 の 場 合 ①－③	増 の 場 合 ①＋②	増・減ありの場合 (①－③)＋②
	① ↓ ①	① ↓ ③ ①－③	① ↓ ① (注3) ②	① ↓ ③ ①－③ ②
変更項目	(1) 設 計 ＜第3号＞	(注2) (A) /10	(注2) (A) /10+ (B)	(注2) (A－C) /10+ (B)
			(注3) (B)	
(2) 予定建築物の用途 ＜第2号＞	10,000円		上記 (B) に含まれる	
(3) 工事施行者 ＜第4号＞	10,000円		上記 (B) に含まれる	
(4) その他の変更 ＜第5号＞ ・開発行為の目的の別 (自己用・自己用外等) ・資金計画(自己用外等)	10,000円			
開発変更許可申請手数料	(注4)		(1)＋(2)＋(3)＋(4)	

〔凡例〕 ①：変更前の開発区域の面積 A：①に応じた手数料

②：変更前の開発区域の面積 B：②に応じた手数料

③：変更前の開発区域の面積 C：③に応じた手数料

(注1)：表中の＜ ＞内の各号は、法第30条第1項の該当を表す。

(注2)：表中の()内は、()内の面積に応じた表1の手数料の額を表す。

(注3)：変更前の開発区域の設計変更がない（新たな土地の購入のみに起因する設計変更を含む。）場合

(注4)：1,085,000円を限度額とする。